

令和7年度甲種防火管理新規講習実施要領

1 講習の目的

この講習は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項により政令で定める防火管理者の資格を取得させることを目的とする。

2 講習実施機関

羽島郡広域連合消防本部

3 講習の種別、実施日時及び場所等

(1) 講習種別

甲種防火管理新規講習

(2) eラーニングによる講習（岐阜市消防本部 eラーニングシステムを受講）

令和7年9月11日（木）から令和7年9月24日（水）まで

※復習日：令和7年9月25日（木）受講期間終了後から実技講習日までの1日間を「復習日」として引き続き教材の閲覧ができます。（※受講完了者のみ）

(3) 実技講習、効果測定

令和7年9月26日（金）午前9時30分から午前10時45分まで

羽島郡笠松町美笠通3丁目25番地

羽島郡広域連合消防本部 3階大会議室

※車で来庁の方は消防本部庁舎北側を利用できます。

予備日 令和7年9月29日（月）

※予備日は、気象事象による災害発生の恐れ等がある場合のみとなります。その際は事前にご連絡いたします。

4 受講対象

防火管理者選任義務対象物

- ・【特定防火対象物】ホテル、病院、物品販売店など収容人員30人以上、延べ面積が300㎡以上の関係者
- ・【非特定防火対象物】工場、事務所、共同住宅など収容人員50人以上、延べ面積が500㎡以上の関係者
- ・認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設等で収容人員10人以上の関係者
- ・乙種防火対象物の関係者

5 申込期間及び定員、受講要件等

(1) 申込期間

一次募集：令和7年8月7日（木）～21日（木）（羽島郡在住在勤に限る）

二次募集：令和7年8月22日（金）～9月3日（水）（募集制限なし）

※一事業所「1名まで」の申込でお願いします。一次募集で定員に達しない場合のみ、二次募集にて複数名も可とします。

(2) 定員 40名

(3) インターネットに接続できるPC、スマートフォン、タブレットなどをお持ちで、eラーニングを受講できる環境（動作環境：Windows10以降、MacOS10.13以降、Android6.0以降、iOS11以降）

令和7年度甲種防火管理新規講習実施要領

推奨する環境については下記ページ内の「クラウド型 受講側 (推奨環境)」の欄をご確認ください。

<https://platon.logosware.com/products/requirements/>

6 eラーニングによる講習概要

申込後、お手持ちのデバイス (パソコン、タブレット、スマートフォン等) で受講期間内にeラーニング9時間を全て受講してください。期間中であれば中断、再開、復習が自由に実施できます。

7 修了証の交付

eラーニング受講完了した者のみ、実技講習及び効果測定を実施し、効果測定の点数が6割以上の方に修了証を交付します。

8 受講料

4,500円

受講申込書提出時に、現金にてお支払いください。

9 受講手続

受講希望者は、受講申込書をホームページからダウンロードし必要事項を記入、受講申込書を消防本部予防課まで提出してください。電話での申し込みは受付できません。

10 その他

- (1) 令和7年9月24日 (水) までにeラーニング講習の受講を完了してください。
- (2) 期日までにeラーニング講習を受講完了していない場合は実技講習及び効果測定はできません。
- (3) 受講料支払い後に個人的な理由による受講取消しは受講料の返還はできません。
- (4) ご本人以外がeラーニング講習を実施した場合は、いなる場合でも修了証は発行できません。この場合、受講料の返金はできません。
- (5) 本人確認のため、eラーニング受講中、申込み時に記載の連絡先へ連絡する場合があります。
- (6) 警報発令、天災による被害及び新型コロナウイルス感染蔓延などの理由でやむを得ず実技講習を延期する場合があります。その際は事前にご連絡いたします。

| | |
|----------------|-----------------------|
| 羽島郡広域連合消防本部予防課 | |
| 担 当 | 平田、藤本 |
| 電話番号 | 058-388-1198 |
| MA I L | yobo@hashimagun-fd.jp |